

「SNSにかかる子供の性被害事件の検挙事例」

～警察庁「平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より～

平成30年中にSNSを使って児童買春や児童ポルノ事件などの性被害に巻き込まれた児童は全国で1,811人に上りました。前年同期よりも2人減少していますが、5年前の平成26年同期と比べると、約1.3倍で390人多くなっています。主な事例については、次のとおりです。

●児童買春事件（平成30年 399件 前年比-48件）

（対償を供与またはその約束をし、児童と性交もしくは性交類似行為を行うこと）

- ◇平成30年7月、市役所職員の男（54歳）は、SNSで知り合った10代女性に現金を供与する約束をしてホテルでわいせつな行為をした。
- 平成30年8月、男は児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙された。



●児童ポルノ事件（平成30年 545件 前年比-25件）

（児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した画像を製造・所持・輸出入すること）

- ◇平成29年9月、派遣社員の男（43歳）は、SNSで知り合った男子中学生（当時12歳）に現金数千円を供与して、カラオケボックス内でわいせつな行為をした上、その様子を携帯電話機で撮影し、児童ポルノを製造した。
- 平成30年7月、男は児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙された。

●児童福祉法違反事件（平成30年 27件 前年比-6件）

（児童に対して禁止されている行為などを行わせること）

- ◇平成30年4月、職業不詳の男（26歳）らは、SNSを通じて知り合った、女子高校生（当時16歳）に出会い系サイトを通じて募った男性客と引き合わせ、みだらな行為をさせた。
- 平成30年11月、男は児童福祉法違反で検挙された。

●犯罪などに巻き込まれないために

- ・「メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにする」
- ・「他人にIDやパスワードは絶対に教えない」
- ・「変わったことや困ったことが起きたら、すぐに保護者に相談する」



<参考>警察庁「平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通） メール：kenan@pref.fukui.lg.jp